

復帰に関する Q&A

Q1.子育て支援に関連した休暇制度について教えてください。

A:子育て中に連続して取得できる休業・休暇には次の5種類があります。

① 育児休業

取得期間：3才の誕生日まで

給 与：無給

※県立広島病院では1年半で職場復帰する方が多いです。

② 育児短時間勤務

取得期間：小学校就学の始期に達するまで

勤務時間：19時間35分/週

③ 部分休業

取得期間：小学校就学の始期に達するまで

勤務時間：正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて一日当たり2時間を超えない範囲内30分単位で取得可能

給 与：無給

④ 子育て支援部分休暇

取得時期：小学校に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合

給 与：無給

⑤ 育児休暇

取得期間：1才6ヶ月に達する前日まで 最大90分/日の範囲で2回/日まで(45分+45分, 30分+60分, 90分)

給 与：有給

※③部分休業と⑤育児休暇を併用する場合、休業・休暇時間の合計は、最大2時間/日まで

Q2.こどもの病気などに対応した制度がありますか？

A:特別休暇15号 家族介護等休暇

次のいずれかの場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき

- ① 配偶者、父母、配偶者の父母、子又は孫の看護を行う職員が当該職員以外に看護者がいない場合
- ② 義務教育終了前の子に対する予防接種、健康診断

- ③ 義務教育終了前の子の学校の臨時休業時(感染症等)の世話
- ④ 義務教育終了前の子の学校行事出席
- ⑤ 気象警報等により学校が臨時休業となった際に子の世話をを行う場合

※1年において5日(基本日数)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。
ただし義務教育終了前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に義務教育終了前の子について要件①から④までのために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間

Q3. 子どもが病気のとき預かってもらえるところがありますか？また、その費用は？

A: 当院の院内保育所も病児保育を行っています。

(★『みらい保育所病児保育所しおり』参照)

Q4. 復帰時に研修はありますか？

A: 4月復帰者に対し電子カルテ・医療安全・感染対策研修が実施されました。

(令和2年度)

